

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	余市町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/kurashi/kurashinojouhou/kyouiku-bunka/dokujiriyou.html">http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/kurashi/kurashinojouhou/kyouiku-bunka/dokujiriyou.html</a>

執行機関名 余市町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	余市町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成27年余市町教育委員会要綱第1号)による就園奨励費の補助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第7の項 余市町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成27年余市町教育委員会要綱第1号)による就園奨励費の補助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	余市町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成27年余市町教育委員会要綱第1号)
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	1 この要綱は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、余市町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。 2 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する4月1日現在の満年齢で3歳・4歳・5歳児及び満3歳児(満3歳を迎え、新年度を待たずに入園した園児をいう。以下同じ。)の保護者(余市町在住者に限る)に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、余市町は次に定める範囲において補助を行うものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		余市町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成27年余市町教育委員会要綱第1号)

